

訓令甲第39号

警視庁訟務事案取扱規程（平成4年6月8日訓令甲第14号）の全部を次のように改正する。

平成17年12月26日

警視総監 奥村 萬壽雄

## 警視庁訟務事案取扱規程

### （目的）

**第1条** この規程は、訟務事案の適正な取扱いを期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （準拠）

**第2条** 訟務事案の取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

### （定義）

**第3条** この規程において「訟務事案」とは、次の各号に定める事案及びこれに発展するおそれのある事案をいう。

（1） 民事訟務事案

ア 損害賠償責任事案

警視庁警察職員（以下「職員」という。）の職務執行又は警視庁が管理する営造物の設置若しくは管理に関して、他人に損害を与えた場合において、国家賠償法（昭和22年法律第125号）その他の法令により、被害者等に対して損害賠償責任を有する事案をいう。

イ 損害賠償請求事案

職員が公務中又は通勤途上において、第三者の不法行為により負傷又は死亡した場合に、民法（明治29年法律第89号）その他の法令により、当該第三者に対して求償する事案をいう。

ウ 民事訴訟事件

職員の職務執行又は警視庁が管理する営造物の設置若しくは管理に関し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）等に基づき提訴し、又は提訴された事件をいう（次号アに該当するものを除く。）。

(2) 行政訟務事案

ア 行政訴訟事件

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき提訴された事件をいう。

イ 行政不服申立事件

行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づき不服申立てをされた事件をいう。

ウ 人権侵犯事件

法務省設置法（平成11年法律第93号）に規定する人権侵犯事件をいう。

(3) 刑事訟務事案

ア 告訴及び告発事件

職員の職務執行に関し、告訴又は告発をされた事件（付審判請求事件等を含む。）をいう。

イ 公判事件

職員が捜査した事件のうち、公判で争われ、又は争われることが予想される刑事事件をいう。

(所属長の責務)

**第 4条** 所属長は、訟務事案が発生した場合は、部下の職員を指揮監督してその適正な処理に当たらなければならない。

(所属の処理体制)

**第 5条** 所属長は、次により訟務事案の取扱責任者及び取扱担当者（以下「取扱責任者等」という。）を指定するものとする。

| 担当    | 指定区分             |                               |
|-------|------------------|-------------------------------|
| 取扱責任者 | 警察署              | 副署長又は次長                       |
|       | 警察署<br>以外の<br>所属 | 庶務を担当する課長代理又はこれに相当する者         |
| 取扱担当者 | 警察署              | 警務課長又は警務課課長代理（島部警察署にあっては警務係長） |
|       | 警察署<br>以外の<br>所属 | 庶務を担当する係長又はこれに相当する者           |

- 2 取扱責任者等は、所属長の命を受け、訟務事案の実態を迅速かつ正確に掌握するとともに、関係幹部との連携を密にして訟務事案の適正な処理に当たらなければならない。

#### **（職員の認知報告）**

**第 6条** 職員は、訟務事案の発生を知った場合又は証人出廷することとなった場合は、その旨を直ちに所属長に報告しなければならない。

#### **（所属長の発生報告）**

**第 7条** 所属長は、自所属の職員に係る訟務事案について、速やかに当該事案を調査し、次に掲げる方法により警務部長（民事訟務事案及び行政訟務事案については訟務課訟務第一係経由、刑事訟務事案については訟務課訟務第二係経由。以下警務部長に報告する場合において同じ。）に報告しなければならない。

- (1) 第3条各号に定める事案の場合は、別記様式の「訟務事案発生報告書」によること。  
ただし、警視庁交通事故取扱規程（昭和37年7月18日訓令甲第17号）第41条2項に規定する交通事故に係る事案については、同規程別記様式第6の「交通事故報告」をもって、これに代えることができる。
  - (2) 第3条各号に定める事案に発展するおそれのある事案の場合は、原則として電話によること。
- 2 所属長は、前項の場合において、当該訟務事案が他所属の職員に係るものであるときは、当該職員の所属長に通知しなければならない。
  - 3 所属長は、自所属の職員が証人出廷する場合は、その都度、警務部長に電話報告するものとする。

#### **（訟務事案の処理所属）**

**第 8条** 訟務事案発生時に当該訟務事案の処理に当たった所属は、当該訟務事案の当事者となった職員が配置換え等により異動等となった場合においても、引き続き当該訟務事案の処理に当たるものとする。

- 2 警務部長は、訟務事案の処理所属について疑義がある場合は、訟務課長に処理所属を指定させるものとする。

**(委嘱)**

**第 9条** 警務部長は、訟務事案の適正な取扱いを期するために必要がある場合は、専門的な知識経験又は識見を有する者に対し、訟務事案の処理に関する業務の一部を委嘱することができる。

**附 則**

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則**

**(施行期日)**

この訓令は、令和8年7月13日から施行する。

別記様式

報告（    ）第    号  
年    月    日  
長

警   務   部   長   殿

訟務事案発生報告書

|                                       |                                              |                                                |
|---------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 事案の種別                                 |                                              | 責任   請求   民訴   行訴   行服   人権   告訴・告発   公判   おそれ |
| 発 生 日 時                               |                                              |                                                |
| 発 生 場 所                               |                                              |                                                |
| 職<br>員                                | 係・階級<br>氏            名<br>生 年 月 日<br>( 年 齡 ) |                                                |
| 相<br>手<br>方                           | 住            所                               |                                                |
|                                       | 氏            名                               |                                                |
| 事<br><br>案<br><br>の<br><br>概<br><br>要 |                                              |                                                |

注   事案の種別は、該当するものを○で囲むこと。